

記入例

もりぐち児童クラブ「入会児童室」利用申請書

●基本情報 ※ボールペンで記入してください。(消えるボールペン不可)

児童名	フリガナ氏名	モリグチ ジロウ 守口 二郎	性別	男 ☐ 女 ☒	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
			学校名	〇〇〇〇 小学校(学園) 〇 年		

保護者(申請者)	① フリガナ氏名	(自筆署名) モリグチ タロウ 守口 太郎	連絡先	(携帯)	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	② フリガナ氏名	(自筆署名) モリグチ ハナコ 守口 花子		(携帯)	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 守口市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号			固定電話

同居親族	フリガナ氏名	続柄	勤務先・学校名等
	モリグチ タロウ 守口 太郎	父	〇〇株式会社〇〇課
	モリグチ ハナコ 守口 花子	母	〇〇株式会社〇〇課
	モリグチ イチロウ 守口 一郎	兄	〇〇小学校(学園) (新) 〇 年
	モリグチ カズオ 守口 一夫	祖父	自営業

●緊急連絡先(保護者と連絡の取れない場合の連絡先 【例】祖父母・叔父・叔母・職場等)

氏名(フリガナ)等	児童との関係	電話番号
モリグチ ヒミ 守口 一二三	叔父	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
モリグチ カズコ 守口 一子	叔母	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

●利用を希望する理由について * 該当するものいずれかにチェック☑してください

☒ ☒	申請理由	必要添付書類
☐ ☐	保護者が就労している	保護者の就労証明書(様式あり)
☐ ☐	A 保護者が長期療養 B 親族等の看護・介護を常時行っている	A 保護者の診断書、療養・入院期間のわかる書類 B 親族等の状態のわかるもの
☐ ☐	その他(理由)	市受付窓口までご相談ください

保護者①、保護者②の入会の理由についてそれぞれ☑してください。

●利用を希望する期間

利用希望期間を記入してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで	末日は、最長で当該年度の3月31日までです
-----------------------------------	-----------------------

●延長利用・土曜日利用の希望について

延長開設について	土曜開設について
保護者の就労等による場合、17時から19時まで利用可能。基本開設負担金(4,900円)が必要です。	希望の有無について○印を付けてください。 就労証明書等で利用要件を満たしている場合の利用となります。
◎利用要件 保護者の平日の就業終了時間に通勤時間を加味すると17時を超える場合(就労証明書で確認)	◎利用要件 保護者の就労等の理由により保護育成ができない場合(就労証明書で確認)
希望する ☐ 希望しない ☒	希望する ☐ 希望しない ☒
* ○印を付けてください	* ○印を付けてください

●児童の状態について(食物アレルギーの有無、障がい者手帳等の有無、等)

食物アレルギーの有無、障がい者手帳の有無、気になることなど、ある場合はご記入ください

●同意事項

もりぐち児童クラブ「入会児童室」の利用にあたり、各項目を読み同意欄にチェック☑してください

同意欄	同意事項
☐	本申請内容及び児童の生活面・健康面等を学校及び本市教育委員会等関係機関に共有することに同意します。
☐	もりぐち児童クラブの入会手続きに関する事務にあたり、守口市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

同意欄に☑してください。

●利用者負担金の納付方法について

原則口座振替での納付となります。

登録されていない方は金融機関で、別紙の口座振替依頼書にて口座振替の手続を行ってください。

申請には口座振替依頼書のお客様控えのコピーの添付が必要です。

以前利用した方などで、すでに口座振替の手続が完了している方は、新たに申請する必要はありません。

特別な理由により、口座振替ができない場合は下記理由欄にできない理由を記入いただき担当課へ相談してください。

(理由欄)

納付方法は口座振替となりますので手続きをお願いします。
口座振替ができない特別な理由があるときはご記入いただき、担当課へ相談してください。

●添付書類等チェック欄

(必須事項)

最後に、記入漏れや必要書類等が揃っていれば☑してください。

☐	
☐	必要記入事項に空欄はないかチェックしたか。
☐	同意欄にはチェックが入っているか。

(該当者のみ)

☐	口座振替について金融機関で手続を行い、口座振替依頼書の控えのコピーは添付したか。
☐	減免申請書は添付したか。(減免該当者の場合)
☐	申出書は添付したか。

* 初めて利用される場合は、必ず面談が必要です。決定通知が届いてから児童クラブとご自身で日程調整等を行ってください。

(新年度利用に係る面談はあらかじめ日程が決まっておりますので、市HP等をご確認ください。)

担当課受付日